

愛知教育大学化学物質の廃棄物処理規則

2014年3月19日
規則第3号

(趣旨)

第1条 愛知教育大学化学物質管理規程(2014年規程第5号。以下「管理規程」という。)第25条第3項の規定に基づき、本学における化学物質の廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処理方法に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「廃棄物」とは、管理規程第2条及び第4条に規定する化学物質で、使用済み又は不用となり廃棄するものをいう。

2 この規則において、「委員会」とは、愛知教育大学化学物質管理委員会をいう。

3 この規則において、「部局」とは、管理規程における用語の例による。

(学長の総括)

第3条 学長は、委員会の協力を得て、廃棄物処理を総括する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者等)

第4条 学長は、本学において廃棄物の適正な処理管理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2に基づき、資格を有する本学職員のうちから特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「特管物管理責任者」という。)を選任する。

2 学長は、特管物管理責任者を補助させるために、必要に応じ、資格を有する本学職員のうちから副特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「副責任者」という。)を選任することができる。

3 特管物管理責任者及び副責任者は、委員会と協力して、廃棄物の排出状況の把握、廃棄物処理計画の立案及び廃棄物の適正な処理の確保に努めなければならない。

(部局の長の責務)

第5条 部局の長は、当該部局における廃棄物の処理を確実にを行うために、必要な措置を講じなければならない。

2 部局の長は、委員会の講じる措置に従わなければならない。

(廃棄物排出者の責務)

第6条 本学において廃棄物を排出しようとする者(以下「廃棄物排出者」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)並びに排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律(平成11年法律第86号)の定めるもののほか、この規則によらなければならない。

2 廃棄物排出者は、部局の長、委員会及び特管物管理責任者の講じる措置に従わなければならない。

(廃棄物の分類)

第7条 廃棄物は、次の各号に掲げる群に分類するものとする。

(1) A群 必要な措置を講じた後、直接排水に混じて排出しても生活環境を汚染することがないと認められるもの

(2) B群 爆発及び発火などのおそれのあるもの、並びに特殊な有害物質を含むもの

(3) C群 廃棄物排出者による分離が困難である有害な化学物質を一部付着しているもの

(4) D群 廃棄物の特性等に関する情報が不明のもの

(廃棄物の処理)

第8条 前条に基づく廃棄物は、次の各号に掲げる方法によって処理する。

(1) A群に属する廃棄物 廃棄物排出者が、その責任において中和又は希釈等の処置を講じ、安全を確認した後排水として排出する。

(2) B群に属する廃棄物 廃棄物排出者が、その責任において廃棄物の特性に応じた容器に分別保管する。保管された廃棄物の処理は、専門業者に委託する。

(3) C群に属する廃棄物 廃棄物排出者が、その責任において廃棄物の特性に応じた容器に分別保管する。保管された廃棄物の処理は、専門業者に委託する。

(4) D群に属する廃棄物 特管物管理責任者に相談を行い、その指示に従う。

(報告等)

第9条 部局の長又は施設課長は、廃棄物の処理に関し、委員会から報告を求められ、又は諮問を受けたときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 愛知教育大学薬品類の廃棄物処理規程（2004年規程第126号）は廃止する。

附 則（2016年規則第4号）

この規則は、2016年4月28日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則（2019年規則第3号）

この規則は、2019年6月12日から施行し、2019年4月1日から適用する。